

理事会議事録

- 1 開催日時 平成27年5月13日(水)午後1時55分～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第3・4会議室
- 3 議事の内容

司 会 本日出席ご予約の皆様がお揃いですので、ただ今から理事会を開催いたします。
私、本日の司会を務めさせていただきます、4月1日付けで総務課長に就任いたしました真鍋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
まず、本日の出席状況でございますが、理事定数25名、現在員数24名、本日の出席者18名、書面による出席6名、出席者合計24名でございます。従いまして、理事総数の3分の2以上に達しておりますので、定款第12条第5項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。
それでは、はじめに、新たにご就任いただきました理事をご紹介申し上げます。
生野区社会福祉協議会会長の房本武義 理事でございます。
続きまして、本会の管理職に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。
4月1日付けで就任いたしました西山事務局次長兼福祉総括室長でございます。
井村総務課管理担当課長でございます。
中川地域福祉課長でございます。
それでは、乾会長からごあいさつ申し上げます。

乾 会 長 (あ い さ つ)

司 会 それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第12条第4項の規定により、その都度選任することになっております。
こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。
(異 議 な し)
異議なしということでございますので、議長を乾会長にお願いいたします。

乾 議 長 まず、理事会の議事録の署名人を決めさせていただきます。
議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。
(異 議 な し)
異議なしということですので、議事録の署名人は、鶴見区社会福祉協議会会長の木村理事と朝日新聞厚生文化事業団大阪事務所長の山本理事にお願いします。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

<議 案> 評議員の選任について

乾 議 長 では、本日の議案であります、任期満了に伴う評議員の選任について、壺阪専務理事から説明してください。

壺阪専務 専務理事の壺阪でございます。
評議員の選任につきましては、定款第17条第1項及び第3項の規定により、理事会で選任するとされております。現在の評議員の任期は平成25年5月16日から平成27年5月15日までとなっておりますことから、向こう2年間の評議員につき

壺阪専務 まして、お諮りするものでございます。

それでは、資料の1頁をご覧くださいと存じます。

まず、「区社会福祉協議会の代表者」につきまして、中央区社会福祉協議会の田村精造会長が平成27年3月31日付けで区社協会長をご退任され、浦野皖次会長がご就任されましたので、新たに浦野会長に評議員をお願いしたいと存じます。

また、5月28日開催予定の評議員会において、現評議員の旭区社会福祉協議会の吉田純造会長の次期理事へのご就任をお諮りすることにしております関係上、1名欠員が生じることから、4月1日付けで新たに港区社会福祉協議会の会長に就任されました武智虎義会長に評議員をお願いしたいと存じます。

他、12名の方々には引き続き、評議員をお願いしたいと考えております。

次に、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」でございますが、14名全員の方々に引き続き評議員をお願いしたいと存じます。

続きまして、2頁をご覧ください。

「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」でございますが、8名全員の方々に引き続き評議員をお願いしたいと存じます。

最後に、「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」につきましては、大阪市の人事異動により欠員となっております、大阪市区役所関係管理職につきまして、お諮りいたします。

まず、こども青少年局子育て支援部長及び大阪市教育委員会事務局指導部長に交代がございましたので、新たに就任されました高野修一子育て支援部長、加藤博之指導部長にそれぞれご就任をお願いするものでございます。

また、24区役所保健福祉センターの各所管担当課長会からは、福祉担当課長会幹事長の三宅久美子大正区保健福祉課長、保健業務主幹課長会幹事長の片山良尚淀川区保健・子育て支援担当課長代理にご就任をお願いするものでございます。

なお、大阪市会民生保健委員長の太田評議員が4月29日に退任され、後任が5月下旬に選出されることから、1名欠員となります。

よって、9名の方々につきましては、引き続きご就任をお願いしたいと存じます。

以上、評議員の選任につきまして、ご説明申しあげました。

なにとぞ、ご審議の程、よろしくお願い申しあげます。

乾 議 長 ただ今、平成27年5月16日から平成29年5月15日を任期とする評議員の選任について説明がありましたが、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、本議案は、原案どおり決定されました。

本日、予定の議案は以上ですが、その他としまして、大阪市から坂田高齢者施策部長にお越しいただいておりますので、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27年度～29年度)」について、説明をお願いします。

坂田部長 みなさん、こんにちは。大阪市福祉局高齢者施策部長の坂田でございます。本日は、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきまして、少しお時間をいただいで、簡単にご説明させていただきます。資料につきましては、概要版と書いた冊子とA3の資料2枚をご用意しておりますが、時間の関係上、A3の資料2枚でご説明させていただきたいと思っております。

坂田部長

まず、A3の資料1枚目の左上のところでございますが、老人福祉法及び介護保険法に計画を策定することが規定されておりまして、3年単位の計画として策定させていただいております。今回の計画は平成27・28・29年の3カ年の計画で、第6期計画となっております。また、この第6期計画は、平成27年からの3カ年だけでなく、団塊の世代の方すべて75歳以上となる10年後、平成37年度までを見据えたものとなっております。

資料右側でございますが、今回の計画策定の前提となっております介護保険制度の改正の内容についてでございますが、大きなところで申しますと、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化の2点についての改正でございました。まず、地域包括ケアシステムの構築につきましては、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化を図るとされておりまして、特にサービスの重点化・効率化を図るために、これまで全国一律であった予防給付の中の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移しまして、市町村が地域の実情に応じて、多様な担い手による多様にサービスを提供できるようにするという、また、特別養護老人ホームの新規入所者につきまして、原則といたしまして要介護3以上に限定されるということで、サービスの重点化・効率化を図ることになっております。

費用負担の公平化につきましては、保険料軽減を拡充ということで、介護保険料につきまして、低所得者の保険料の国庫補助金によります軽減が図られております。それから、一定以上の所得のある利用者につきまして、介護保険料の自己負担が1割負担から2割負担になるということと、特養入所者の補給給付の要件に資産等を追加されるという状況となっております。このような介護保険制度の改正も含め計画を策定するわけでございますが、まず、大阪市の高齢化の状況がどうなっているかということですが、資料左に6つグラフを用意させていただいております。65歳以上の高齢化率は平成25年時点で24%を超える状況となっております。今後高齢化率がますます高くなっていくということがこのグラフからもわかります。その右のグラフでございますが、平成27年は65歳から74歳の高齢者の方が、75歳以上より多いという状況ですが、平成32年度は75歳以上の高齢者の方が多くなるという状況でありまして、高齢者の中でも特に後期高齢者の割合が高くなるという状況になっております。次のグラフは本市の高齢者のひとり暮らしの割合ということで、平成22年は41.1%となっておりますが、同年の全国の割合が24.8%ということで、かなり大阪市ではひとり暮らしの割合が高いということが、大阪市の高齢者の特徴となっております。また、後でもできますが、ひとり暮らしの高齢者が多く、今後のことが心配ということから要介護認定を受けられて、介護サービスを利用されるということで、介護保険料に反映されているという状況でございます。その右のグラフは最近大きな問題となっております認知症についてでございます。平成22年から平成26年までの認知症高齢者の増加率は123.5%の増加となっておりますが、65歳以上の第1号被保険者は110.8%の増加ということで、高齢者全体の増加よりも認知症高齢者の増加の方が多いということから、この対策もこれからしっかりしていかなければならないというところでございます。一番左下のグラフは要介護認定率でございまして、年齢が高くなるほど、要介護認定者の割合は高くなるということがわかります。このような状況ではありますが、日常生活は自立、交通機関でひとりで外出できる人が74.5%、日常生活はほぼ自立、近所であれば一人で外出できる人が12.3%で、合わせて86%以上の方が日常生活は自立されているとい

坂田部長 う状況がございますので、この方たちについては、いつまでもお元気で、また介護の予防をしていくということも重要だと考えております。

このような大阪市の状況のもとに、計画でございますが、資料右側にあります10年後の大阪市の姿にありますように、後期高齢者の増加に伴い、医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者の増加、重度の要介護認定者の増加、認知症高齢者の増加が推計されます。さらに、支え手となる生産年齢人口は減少し、地域の支え合いの機能の低下も予測されます。また、現状では比較的元気な高齢者が多い状況ですが、介護予防の取組みに努めていただくとともに、支え手側にまわっていただくなどの取組みを進めていく必要があるのではないかとこの状況を受けまして、高齢者施策の基本的な考え方でございますが、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年の社会を見据え、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指していくとしています。

具体的に何を重点的に取り組んでいくかということですが、A3の資料2枚目ですが、高齢者の地域包括ケアの推進体制の構築、認知症の方への支援、介護予防事業の充実、地域包括ケアに向けたサービスの充実、高齢者の多様な住まい方の支援ということを進めていくという計画になっております。

最後に、A3の資料2枚目の右下に記載しておりますが、第1号被保険者の介護保険料基準額は月額6758円となっております。これにつきましては、冊子の31頁の下段の表をご覧ください。第6段階の平成27・28年度の保険料率が1.00で保険料月額が6758円となっております。第1段階から第5段階は保険料率が1.00よりも低くなっておりますので、低所得者の保険料月額が基準額より安くなっております。第7段階から第11段階は保険料が1.00より割増されていますので所得の多い方が基準額より高くなっております。今回、消費税が5%から8%になったということで、特に低所得者のところに国がお金を入れていただいて、保険料の軽減を図るということになっておりまして、平成29年度は消費税が10%に上がる予定となっておりますので、消費税が上がりましたら、その分財源が大阪市に入っておりまして、第1段階から第4段階の方は平成27・28年度よりも保険料月額が値下がりするということになります。また、第1段階から第3段階という特に所得の低い方につきましては、平成24～26年度の保険料月額よりも安くなるということになっておりまして、これからの3カ年の保険料月額をこのように決定させていただいております。

以上、大変簡単ではございますが、第6期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきまして、ご説明させていただきました。この計画の推進によりまして、本市の福祉の向上に努めてまいりますので、皆様方の引き続きのご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

乾 議 長 引き続き、中島障がい者施策部長から「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画」につきまして説明をお願いします。

中島部長 障がい施策部長の中島でございます。私から障がい者支援計画・障がい福祉計画の概要と、発達障がい者支援指針の概要につきまして、ご説明させていただきます。資料につきましては、A3の資料2枚と概要版と書いた冊子をご用意させていただいておりますが、時間の関係上、A3の資料でご説明させていただきます。詳細に

中島部長 つきましては、冊子、また、大阪市のホームページにも掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

はじめに、A3の資料1枚目、大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画の概要につきましてご説明させていただきます。大阪市障がい者支援計画は障害者基本法に基づく計画で、障がい福祉計画は障害者総合支援法に基づく計画となっておりますが、相互に関連するものでございますので、大阪市では計画を一体的に作成するというところでございます。障がい者支援計画は、平成24年度から29年度までの6年間としております。この間、障がい者施策につきましては、障害者総合支援法の改正、障害者虐待防止法とさまざまな国の制度が変わってきております。また、この間、大阪市も発達障がいのある方、重症心身障がいの方への支援ということで事業を行っておりますので、大阪市の取組みも反映する形で見直しを行いまして、新たに27年度から29年度の3年間として中間見直しを行ったものでございます。障がい福祉計画は障害者総合支援法に3年ごとに見直すとして定めておりますので、今回見直しを行いまして、第4期の障がい者福祉計画として策定いたしました。

まず、計画の基本的な考え方ですが、資料の左の方に基本方針といたしまして、1. 個人としての尊重、2. 社会参加の機会の確保、3. 地域での自立生活の推進を掲げております。この基本方針につきましては、これまで障がい者支援計画を策定する際にも踏襲させていただいて、この基本方針に基づいて進めてきているところでございます。当事者のご意見もいただきながら策定いたしました。

障がい者支援計画は障がい者基本法に基づく計画でございまして、福祉局で行っておりますさまざまな福祉サービス以外に、啓発・広報、学校での教育、保育、就労、住まいづくり、防災関係、保健・医療といったさまざまな障がい者施策に関わります各関係部局も入り、当事者のご意見もいただきながら策定いたしました。

まず1点目といたしまして、共に支えあって暮らすためにということで、啓発や地域での交流の推進を大きな考え方として入れております。2点目、地域での暮らしを支えるためにということで、障がい福祉のさまざまなサービスの充実、スポーツ・文化活動の振興などを入れております。3点目の地域で学び・働くためにというところでは、学校教育ですとか保育、就業の支援といった内容を入れております。4点目、地域生活の移行については、入所施設からの地域移行、精神科病院からの地域移行が大きな課題としてあがっておりますので、それに向けての取組みを記載しております。5点目、住みよい環境づくりのためにというところでは、バリアフリーや住まいの確保、防災・防犯対策の充実といった内容を入れております。最後、地域で安心して暮らすためにというところでは、保健・医療の推進というところを入れております。

資料の下の方になりますが、ここからが障がい者福祉計画に該当するところでございます。左下に障がい福祉サービスの利用状況について記載しておりますが、3年半で約1割増加となっておりますが、地域で暮らしながらサービスを利用している方が増えている状況となっております。こういった状況の中で、障がいのある方が地域で暮らしていくための成果目標といたしまして、1. 入所施設利用者の地域移行、2. 入院中の精神障がいのある人の地域移行、3. 福祉施設からの一般就労、4. 地域生活支援拠点等の整備について検討する、という4点について成果目標を掲げております。資料の右下には主な障がい福祉サービスの見込量を入れております。大きく訪問系サービス、通所系サービスということで、この間のサービスの利用状況を踏まえまして、数字が増えていく形でサービスの見込量を入れております。

中島部長 入所につきましては、地域移行ということから、利用者数を減らしていく方向でございます。

以上が、大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画の概要となっております。

続きまして、A3 資料 2 枚目、大阪市発達障がい者支援指針についてご説明いたします。発達障がいにつきましては、これまでわかりにくい障がいということもございまして、施策が遅れておりましたが、平成 25 年に発達障がい者支援室を設置いたしまして、保健・医療・福祉、教育、労働など各分野が連携いたしまして、ライフステージに応じた取組みを進めてまいりました。資料右側に支援指針の体系図を記載しておりますが、基本方針といたしまして、発達障がいについての正しい理解と適切な支援の普及、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した発達障がい者支援体制の構築を掲げておまして、具体的取組みとして 7 点まとめさせていただいております。この指針に基づきまして、各関係機関が連携していただいて、発達障がいのある方の支援を充実していこうということで、今回指針としてまとめたものでございます。

冊子の右下でございしますが、音声コードを付けておまして、機械をとおしますと音声で読み上げるようになっておまして、視覚障がいのある方にもご理解いただけるようになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

乾 議 長 今、発達障がい者の支援指針という説明がありました。私の地域で小中一貫校が 4 月から開校し、他市から小学 1 年生と中学 2 年生が転入してまいりまして、2 人とも発達障がいがあるということで相談がございました。障がいがあることをオープンにされていて、町会役員全員と小地域の社協役員に、私の子どもには発達障がいがあるということ、緊急時にはご連絡くださいということで電話番号を書いた説明書を配付されました。一昔前から比べれば非常にオープンになってきたな、いい方向ではないかなと感じています。

高齢者の問題もございましたが、今日お集まりの特に地域活動に携わっている皆様は実感されていると思いますが、担い手が高齢化してきておりますし、次の担い手にいかに引き継いでいくかが課題でございます。食事サービスやふれあい喫茶をしておりまして、従事している人が参加者より高齢であるということが多々見受けられるわけですが、高齢者がボランティアとして活動する中で生きがいを感じていらっしゃるのではないかと思います。

皆様からもいろいろご助言いただけることもあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

西嶋理事 先ほどの数字を見ましても 65 歳以上の 8 割の方がまだまだお元気でおられるという状況でございまして、これから、担い手・支え手ということでは若い世代の方ということもございしますが、元気な高齢者の方にもいろいろ支えていただかなければならない状況にもなってくるということでございます。今回の介護保険の計画に合わせまして、大阪市の方でも高齢者の方がボランティアとして支えていただいて、なおかつご自身の生きがいといいますか頑張っていくという気持ちを持ち続けていただくためにも介護予防ポイント制度を今年度から行っていく予定でございます。

内本理事 障がいとの関係ですが、公立保育所の方で発達障がい児の支援プログラムを作成しております。実際に、障がいのある子どもにどのように接したらいいのかを事例をあげておまして、「できた!わかった!たのしいよ!」という冊子になっております。ホームページからもダウンロードできますので、ご相談などございましたら、ご紹介いただければありがたいと思っております。

乾 議 長 右田理事から、今までの件に関わらず何かご意見等ございましたでしょうか。

右田理事 最近、計画の策定には関わっていないのですが、何を目的に計画を策定するのか、確かに細かい数字をあげて、それに対応する市の計画ということですが、基本的などういう社会をつくるのかというイメージ、先ほど会長が言われたように地域でこういう形で支え合っている、自らがカミングアウトして地域になじんでいくということが何を言わんとしているのかということがないと、大阪市の計画は他市と同じように、また従来の数に対して、つまりニーズに対して市はどのようなサービスを提供していくのか、せいぜいボランティアを育てるといふ、そのレベルなんですね。はっきり言いますと、どういう社会をつくるのかということが、原理として資料を拝見しても出ていない。たぶん議論はできていないと思うのですが。例えば、障がいの場合は、今までもそうでしたが、必ず当事者が入っています。この人たちに受け手ではなく、自らが作り手であり、協働で社会に生きていくということを明確に文書として理念として、というような議論があったのかなかったのか、計画の柱として余計なことだと理解されているのか、そのあたりが惜しいなと思います。細かい数字は立派にできているのですが、担い手を育てるとか共につくるという言葉があまりでてこないで、そのあたりどうなのかという印象を持ちました。

中島部長 右田先生には以前計画の策定にもご尽力いただいております、よくご存じだとは思いますが、計画を策定する際には、障がい者の方の意見を聞きながら行っております。

右田理事 聞くだけではなく、今の状況に当事者がこの計画を見てどう考えているのか、聞くだけではなくどう動くかということが必要だと思うのですが。

中島部長 障がい者の方も最近自分たちで事業を立ち上げたり、積極的に支援したりとか社会に関わっていきこうという動きがでてきておりますので、そういったところに支援していくという立場が大事だと思っております。ですから、障がい者の方の意見を聞くだけでなく、自分たちもこの計画を通じて社会と関わっていくんだ、社会の中で支援する側にもまわるんだというような意見も出ております。

右田理事 それは、この計画の柱のどこに表現されているのですか。

中島部長 社会参加の機会の確保ですとか、自立支援、これは先生もよくご存じですが、この考え方はずっと踏襲しておりますが、障がい者の方も地域に出ていくということをも明確に打ち出しながら計画は策定しているという心づもりでやってきております。障がい者の方の意見を聞くだけでなく、自分たちも積極的に地域に出ていく、それを我々もサポートしていくということをも基本に考えていきたいと思っております。

右田理事　　今、社会的活動とか広く NPO とか言われますが、例えば特別補助金なりを団体に渡して、それを地域がどう育て、地域でどう発展させるのか。地域のニーズ、例えば先ほど一人暮らしが増えるとありましたが、障がいを持っている人でもひとり暮らしで買い物に行けない人の買い物を手伝うとか安否確認を個別にするとか、そのような活動を行うグループに活動資金を出すというように、民を育てる視点をもう少し出した方が大阪市らしい計画になるのではないかなという印象を持ちました。

乾 議 長　　ありがとうございました。ご意見、ご提言いただきました。大阪市の方も社協の方もご意見を活かしていく場があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、特に区社協の理事のみなさんは実践活動をする中でいろんな思いがあるわけです。理事会・評議員会、会長会等でも意見を出しながら、計画の中でも、あるいは施策に反映できるように努力していきたいと思ひます。

他に、ご意見等ないようでしたら、以上をもちまして、理事会を終了させていただきます。

ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。ここで、議長役を終わらせていただきます。

司 会　　閉会にあたりまして、矢田貝副会長からごあいさつを申しあげます。

矢田貝副会長

(あいさつ)

司 会　　今後の予定でございますが、本日お手元に封書にて開催のご案内をお配りしておりますが、5月28日の木曜日、午前10時30分から、平成26年度の事業報告及び決算報告に係ります理事会を開催いたします。

また、6月3日、水曜日でございますが、午後2時から会長・副会長選任に係ります新理事会を開催する予定でございます。

新理事会につきましては、改めまして、開催のご案内をさせていただきますので、ご出席方よろしくお願い申しあげます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。